別紙２

八雲町健康増進計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第８条第２項の規定に基づき、八雲町健康増進計画（八雲町食育推進計画）（以下「計画」という。）の策定等に関し、必要な事項について調査し審議するため、八雲町健康増進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　その他関連する事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、次の各号の者のうちから町長が委嘱し、または任命する。

（１）　八雲町保健推進委員会からの推薦者２名

（２）　熊石食生活改善協議会からの推薦者１名

（３）　八雲町町内会等連絡協議会からの推薦者１名

（４）　熊石町内会連絡協議会からの推薦者１名

（５）　八雲町老人クラブ連合会からの推薦者１名

（６）　熊石老人クラブ連合会からの推薦者１名

（７）　スポーツ推進委員会からの推薦者１名

（８）　八雲商工会からの推薦者１名

（９）　新函館農業協同組合からの推薦者１名

（10） 八雲町漁業協同組合からの推薦者１名

（11） 特別支援教育連携協議会（幼稚園、保育園部門）からの推薦者１名

（12） 学校保健会からの推薦者１名

（13） 公募委員２名以内

（委員長および副委員長）

第４条　委員会に、委員長および副委員長１人を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　副委員長は、委員長が指名する。

４　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（任期）

第５条　委員の任期は、令和６年７月１日から計画を策定するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集する。

２　会議の議長は、委員長がこれに当たる。

３　委員からの委任による代理出席は、本人とみなすものとする。

４　会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長

の決するところによる。

（意見等の聴取等）

第７条　委員長は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて関係者の出席、助言または意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　策定委員会の庶務は、八雲町保健福祉課（健康推進係）で処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が庶務と協議し、別途定める。

附　則

１　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

２　この要綱の制定後の最初の委員会の招集は、第６条の規定にかかわらず、町長

がこれを召集する。

附　則

　この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和６年７月１日から施行する。